

岩手県企業局管理規程第1号

企業局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年3月31日

岩手県企業局長 菅原伸夫

企業局組織規程の一部を改正する規程

企業局組織規程（昭和43年岩手県企業局管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
第4条 [略] 2 県南施設管理所に次の課を置く。 （1） [略] （2） <u>電機第一課</u> （3） <u>電機第二課</u> （4） [略] 3～5 [略]	第4条 [略] 2 県南施設管理所に次の課を置く。 （1） [略] （2） <u>電機課</u> （3） <u>電力土木課</u> （4） [略] 3～5 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。